

第1章 会員規則

第1節 準会員（専門会員、シニア会員）

（種別）

第1条 支部準会員（専門会員、シニア会員）は、公益社団法人日本建築家協会会員規程第4条(1)(2)および支部規約第5条で定めたものとする。

（入退会）

第2条 支部準会員（専門会員、シニア会員）の入退会は、公益社団法人日本建築家協会会員規程第7条により、支部事務局へ入会申込書類を提出する。

（活動）

第3条 支部準会員（専門会員、シニア会員）は、居住する地域または、主な活動を行う地域の地域会に登録し、活動を行う。

（会員管理）

第4条 支部準会員（専門会員、シニア会員）についての会員管理は支部で行い、地域会が補佐する。

（権利、義務）

第5条 支部準会員（専門会員、シニア会員）の権利、義務は以下に定める。

1. J I Aの事業、活動に参加でき、支部または地域会事業の参加費用は正会員と同じとする。
2. 総会議決権、選挙権を除いて、正会員と同等の権利を有する。
3. 休会（権利停止）制度は適用しない。
4. 会費は本部に納入する。ただし、支部追加運営費の適用は受けない。
5. J I A綱領を理解し、見合った行動をする。

第2節 準会員（ジュニア会員）

（種別）

第6条 支部準会員（専門会員、シニア会員）以外の準会員（ジュニア会員）は、支部規約第5条3および各地域会規則で定めたものとする。

（入退会）

第7条 地域会準会員（ジュニア会員）の入退会は、公益社団法人日本建築家協会会員規程第7条にかかわらず、入会申込書類を地域会事務局に提出する。

（活動）

第8条 各地域会準会員（ジュニア会員）は、申請地域会において活動を行う。

（会員管理）

第9条 各地域会準会員（ジュニア会員）についての会費納入を含む会員管理は支部で行い、地域会が補佐する。

(権利、義務)

第 10 条 各地域会準会員（ジュニア会員）の権利、義務については設置地域会がこれを定める。

但し、支部内行事には正会員同等に参加できる。

第 3 節 協力会員

(種別)

第 11 条 支部準会員（専門会員、シニア会員）以外の協力会員は、支部規約第 5 条 3 に定める。

(入退会)

第 12 条 地域会協力会員の入退会は、公益社団法人日本建築家協会会員規程第 7 条にかかわらず、入会申込書類を地域会事務局に提出する。

(活動)

第 13 条 地域会協力会員は、申請地域会において活動を行う。

(会員管理)

第 14 条 地域会協力会員についての会費納入を含む会員管理は支部で行い、地域会が補佐する。

(権利、義務)

第 15 条 地域会協力会員の権利、義務については設置地域会がこれを定める。

第 2 章 役員選出補則

(役員等)

第 16 条 支部相談役、支部顧問の任期は以下とする。

1. 支部相談役の任期は終身とする。
2. 支部顧問の任期は、発議した支部長の任期内とする。

第 3 章 慶弔規則

(慶弔見舞金)

第 17 条 正会員および家族の慶弔に関する規準を定める。

1. 慶事

褒章・叙勲その他の表彰で、支部長が正会員の慶事祝賀会に正式に招待され出席した場合 祝電と祝い金 10,000 円

2. 弔事

正会員死亡 弔電、生花一對、香典 10,000 円

正会員配偶者の死亡 弔電、生花一對

3. その他

他、支部長が必要と認める場合、総額 30,000 円を上限とする慶弔見舞金を支出することができる。(事後、役員会報告をする)

第4章 旅費規則

(出張旅費)

第18条 支部長が命じた公務出張に対し、以下の旅費を支給する。

1. 勤務地より目的地までの往復交通費
2. 宿泊料は実費相当額(上限 13,000 円)

(交通費)

第19条 役員会および委員会へ出席する役員、委員へ出席交通費を支給する。

1. 勤務地より目的地までの往復交通費
2. その他、支部長が必要と認める場合。

第5章 雑

(改廃)

第20条 この規則の改廃は、役員会承認による。